

富美浜小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

「いじめ行為」は学校教育の中で生まれる子ども同士の「人間関係の歪み」であるという認識から、私達教員は「いじめ行為」を“指導を必要とする重要な事象”と判断する。

未然に防止するために“人権教育”“コミュニケーション力の開発”による“共存していくための価値観”の育成を目指し、日々の学校生活の中で“子ども達が感じ・考えていること”に寄り添う教育実践を行う。その中で子ども達の間起きる、“感情のすれ違いや行き違い”を早期にキャッチし、子ども達の力で解決できるよう支援・指導していく。

「いじめ」の事実を把握した場合には、「いじめ」という形でその関係性を示す子ども達が抱える現実・現状から出発し、子ども達自身のなかに「いじめ」関係を克服し、共に生きることを意味を考え成長していこうとする力を育てていくことを目指す。

教職員も人格的には未熟であることを自覚しつつ、教育本来の目的を達成すべく「学校いじめ防止」を目指していく。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめの未然防止

①基本的な考え方

・いじめはどの児童にも起こり得る問題である。どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないようにするために、すべての職員が一致団結して取り組む。

②具体的な取り組み

前置きとして

8時15分の朝学習から3時30分の下校まで、7時間15分間ある。朝の会・休み時間・給食昼休み清掃活動・帰りの会を除く約5時間が学習時間である。ここで充実した時間を過ごすことがいじめに向かわせないための第1歩である。ここでは、教師・児童・学習のトライアングルの結びつきが大切である。

○いじめがおきにくい風土づくり

- ・児童間同士の関係を充実させる朝や帰りの会でのアサーション活動

相手のいいところを見つけみんなで発表する活動である。民間では取り入れている企業も多く、自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮するやり方、自分も相手も大切にしたりやり方である。

- ・児童生徒が安心できる自己存在感や充実感が感じられる授業作りや集団作りを行い、居場所づくりによっていじめを減らす。

○学習活動での教師の役割

- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を行うことによって、児童一人ひとりに自己有用感を高めていくことが必要である。

例：自分のノートへの書き込みが先生やみんなに認められた。自分の発言にみんなうなずいてくれた。自分の発言に賛成してくれた。黒板に書いて説明したらみんなに拍手してもらえた。(等々)

- ・丁寧な言葉遣いをこころがけることによって、教師の見えないところで児童間同志の言葉によるいじめの冗長を防ぐ。
- ・日頃から、子ども一人ひとりの良さを見つけて、ほめていく。
- ・道徳の授業を計画的に行い、いじめを考えさせる題材を選び授業を行う。心のノートや県教委、校内にある副読本の中からふさわしい題材を選び、各学年歩調をそろえ授業を行っていく。
- ・校内で統一した学習規律を定着させる。何年生になっても誰が担任になっても同じ内容の指導をすることで子ども達に安心感を与える。

次年度は、アサーションについての研修及び道徳授業の展開についての研修会を実践して児童のいじめ防止に役立てていく。

○日々注意することとして

- ・表情に変化がないか、遅刻が多くなっていないか、教師の投げかけに対していつもと同じように応えられているか、等々。毎日一人ひとりに声をかけ、その児童の状態をとらえることが大切である。
- ・休み時間は誰とトイレに行くか、トイレの時間はどのくらいかかっているか、友達関係に変化はないか。いつも外遊びだったのに急に室内にいることが多くなっていないか、等々。
- ・給食の配膳中にいつもいなくなったり騒いだりしていないか、児童の様子をよく見る。
- ・清掃時にいつも雑巾がけ等同じ担当をしていないか、一人の児童に仕事が偏っていないか、等々。
- ・気になる児童へ個別に対応していくことで、問題が発生しにくい環境が生まれる。
(保護者との関係も大切になってくる)
- ・よいことをしたら、連絡帳等を通して保護者に知らせることで安心感が家庭に生まれる。

○保護者との関係

- ・いじめ防止対策推進法を保護者にも周知し、自分の子どもの様子に気になるところがあれば、すぐに担任に連絡するようにする。(家庭での児童の様子の変化を知ることができる)
- ・家庭でのいじめに関するチェックリストを活用(学期に1度程度)し、いじめの兆候や子どもの友人関係の現状を把握していく。
- ・保護者との信頼関係を構築する。

(2) いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。馬鹿にする言動・無視などを見過ごさない。
- ・ 日頃から、子ども一人ひとりの良さを見つけて、ほめていく。
- ・ 普段から学年内で共通理解、情報交換をして子どもの指導にあたる。一人で抱え込まない。
- ・ 定期的なアンケート調査を〇月と〇月の年間〇回、また教育相談を〇月と〇月の年間〇回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。(アンケートには、インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける)
- ・ 児童(生徒)、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 下校時に問題が起きることもあるので、下校指導をしていく。
- ・ 日頃から、子どもの声をよく聞くように心がけ、相談をしやすい雰囲気を作る。
- ・ 保健室で養護教諭に本音を話す子どももいるので、連携を密に取っていく。教師のそばによく寄ってくる子どもに心配事がないか気にかけていく。
- ・ 休み時間に教室外でどう過ごしているかなど気を付けていく。

(3) いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ・ 被害児童(生徒)を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童(生徒)を指導する。
- (措置)
- ・ いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織」に直ちに情報を共有する。
 - ・ 組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。

- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめられた児童（生徒）、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童（生徒）の安全を確保する。
- ・いじめた児童（生徒）へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめた児童（生徒）の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める

3 いじめ防止の組織

名称及び組織構成等

(名称)

- ・いじめ防止対策委員会

(構成員)

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務（事務局）…教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談、養護教諭
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、担任、学年担任、
教育相談担当教諭、養護教諭、部活動顧問、ライフカウンセラー、
人権擁護委員

(役割)

- ・学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化

(学年内の場合)			
①	該当者	該当担任(複数) 該当学年、生徒指導主任 教務OR教頭	
(複数学年の場合)			
②	該当者	該当担任(複数) 該当学年、生徒指導主任 教務OR教頭 専科、ゆとりぎ、3S等	担任学年以外の構成員は、当該児童と関わりが強い人 日本語、養護教諭他 3S、ゆとりぎ ケース会議
(他校もかかわる場合)			
③	該当者 (他校も)	該当担任(複数) 該当学年、生徒指導主任 教務OR教頭	他校がかかわる場合は、生徒指導主任、教務、管理職が 他校との連絡調整を行う。場合によっては、そのメンバーで ケース会議
(長い期間または広範囲に及ぶ、または、発達障害や家庭で問題を抱えている児童の場合)			
④	該当者	該当担任(複数) 該当学年、生徒指導主任 教務OR教頭 専科、ゆとりぎ、3S等 外部機関 (ほとと、警察、カウンセラー、市川特別支援学校コーディネーター、児童相談所、 発達センター、子育て支援課等々	

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

校長→教育委員会

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童（生徒）・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を、教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(等々)

5 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。
- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめの問題への取組を、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。